

ブランディワイン・グローバルバリュー株式ファンド 信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

このたび、弊社では、「ブランディワイン・グローバルバリュー株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の信託約款の変更を行う予定ですので、お知らせいたします。

本約款変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

1. 変更内容および変更理由

信託約款の「運用の基本方針」において、外国為替の予約取引等はヘッジ目的以外にも利用することが可能とされておりますが、新しいNISA制度における成長投資枠の対象ファンドとしての要件に適合させるためにヘッジ目的以外での利用を制限しても運用には支障がないことから、利用をヘッジ目的に限定する所要の変更を行うものです。

2. 信託約款変更予定日

2023年12月29日

3. 書面決議

2023年11月13日時点の受益者の方に「議決権行使書面」等をお送りしますので、賛否および必要事項をご記入のうえ、2023年12月13日必着で、弊社までご送付ください。

2023年12月14日に書面決議を行い、議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決となり、信託約款が変更されます。議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られなかった場合は、信託約款の変更は行われません。

4. 留意事項

2023年11月10日以降に購入のお申込みを頂き取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンド購入のお申込みの際は、上記の信託約款変更予定をご理解のうえ、お申込みください。

<ご参考>

書面決議の結果、上記変更の実施が決定された場合には、信託期間を無期限にするための以下の約款変更も2023年12月29日に実施する予定です。

変更前	変更後
【信託期間】 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2031年8月15日まで</u> とします。	【信託期間】 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>第47条第8項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第53条第2項による信託終了の日まで</u> とします。
【信託期間の延長】 第58条 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意の上、信託期間を延長することができます。</u>	【信託期間の延長】 第58条 [削除]

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。